知名町告示 号

知名町企業立地等審査会設置要綱を次のとおり定めた。

令和2年5月29日

知名町長 今井 力夫

知名町企業立地等審査会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、知名町企業立地等促進条例(令和2年知名町条例第14号。以下「条例」という。)第11条に基づき、知名町企業立地等審査会(以下「審査会」という。)の 運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査事項)

- 第2条 審査会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審査し、その結果を町長に 報告するものとする。
 - (1) 条例第3条に規定する助成措置の内容に関する事項
 - (2) 条例第4条に規定する助成の対象に関する事項
 - (3) 条例第7条第1項に規定する企業者としての指定に関する事項
 - (4) 条例第10条第1項の規定による指定の取消し等に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(審査会の委員等)

- 第3条 審査会の委員は、別表1に掲げる商工会、議会、関係行政機関及び学識経験者のうちから6名以内とし、町長が委嘱する。
- 2 審査会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)
- 第4条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。
- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議案は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審査会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(事務の処理)

第6条 審査会の事務は、企画振興課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。 附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表 1

番号	氏名	所属・役職等	備考
1		知名町商工会 代表	
2		知名町議会 代表	
3		知名町 副町長	
4		知名町 総務課長	
5		知名町 企画振興課長	
6		学識経験者	